

第12期滋賀県人権施策推進審議会第3回会議 概要

日時：令和6年6月17日（月）13:30～15:30

場所：滋賀県危機管理センター 1階大会議室

1 出席委員（五十音順、敬称略）

糸島陽子、大河原佳子、坂元茂樹、芝滝全弘、白石恵理子、杉山佐枝子、田村和宏、
中村陸、野村喜代子、日野貴博、本田智見、山崎智

2 議題

<審議事項>

- (1) 令和5年度人権施策基本方針等関連施策の実施状況について
- (2) 令和6年度人権施策基本方針等関連施策について

<報告事項>

- (1) 滋賀県人権施策推進計画 第2次改定版（最終案）について
- (2) 滋賀県パートナーシップ宣誓制度（案）について

3 議事

◎開会

◎滋賀県総合企画部理事員（人権・同和担当）あいさつ

◎出席委員の確認

12名中12名出席

（うち2名（杉山委員、日野委員）はWeb会議アプリケーション「Zoom」利用によるオンライン出席）

◎資料の確認

<審議事項>

議題（1）令和5年度人権施策基本方針等関連施策の実施状況について
議題（2）令和6年度人権施策基本方針等関連施策について

<資料1-1～1-3および参考1に基づき、事務局より説明>

会長

ただ今の事務局からの説明について、ご意見等があればお願いしたい。

委員

資料1-1の2ページに新規事業として記載されている「生き抜く力の礎育み事業」と「人と人が豊かにつながる学校づくり共創事業について、事業の具体的な内容を教えていただきたい。

事務局（人権教育課）

「生き抜く力の礎育み事業」については、この名称としては新規事業であるが、以前から継続して実施しているものであり、困難な状況にある子どもたちの自尊感情を育むため、学校、園、地域、関係機関が一体となって子どもの自尊感情を高めるための取組を進めている。

困難な状況にある子どもたちを保育園や幼稚園から高校卒業まで、学区が一体となって継続して見ていく取組を続けており、月一回、学区内で検討会を開いて子どもや家庭の状況を共有し、効果的な支援の方法等について話し合っている。また、他の子どもたちについても、自尊感情を育むため、子どもができるだけ主体的に活動できる場を増やしていくことで、子どもたちが認められ、自信を持つことができる機会を作っていく取組を推進している。

さらに、各学区での取組の成果を県下に広げるため、「いしずえ交流研究会」を実施しており、「自分にはよいところがある」と思える子どもたちを増やしていきたいと考えているところである。

「人と人が豊かにつながる学校づくり共創事業」も類似する事業ではあるが、小学校2校と中学校1校をベース校に指定し、子どもたちが主体的に活動できる学級づくりや学校づくりを進めている。学校の授業という点、どうしても教員主導の部分があるが、子どもが出した意見に対して他の子どもがさらに意見を出せるような授業改善等に取り組んでいる。

また、地域や学校の取組に子どもたちのアイデアが活かされ、実現に向けて取り組んでいけるようにするための支援等についても、アドバイザーである教師による指導・助言を行いながら、取組を進めているところである。

委員

子どもの「困難な状況」というのは、非常に幅が広いということか。

事務局（人権教育課）

そのとおりである。いじめを受けていることも「困難な状況」の一つであるし、家庭の貧困や虐待を受けていることも「困難な状況」になると考えている。広く「学び」の観点から、そもそも登校に困難が生じている子どもたちを全て「困難な状況にある子ども」と捉えて対応するという点で、取組を進めている。

委員

資料1-1の7ページから8ページにある「②専門的な相談窓口の充実」に関して、「子ども」の児童虐待相談件数は集計中であるものの、令和4年度は2,093件となっているし、外国人についても千件を超えているが、「高齢者・障害者」の件数は71件と、非常に少ないように感じられる。この点について、もう少し説明をお願いしたい。

事務局（人権施策推進課）

こちらの相談件数は資料にあるとおり、県の「権利擁護センター」で受けた相談の件数であり、県として設けている高齢者・障害者からの専門相談窓口での対応件数ということであるが、これ以外にも高齢者等からの相談を受ける様々な窓口があるため、他の分野の件数と比べると少なくなっているものと思われる。高齢者の相談窓口としては、例えば各市町の地域包括支援センター等もあるので、こうしたより身近な窓口に相談されているのではないかと考えている。

なお、担当課からの情報によると、各市町の社会福祉協議会にも同様の相談窓口が設けられており、そちらの昨年度の対応件数は約11万7千件ということで、実際には日々多くの相談が行われているものと考えられる。

委員

高齢者については各市町の地域包括支援センターで、また障害者についても各市町で虐待等の相談窓口が設けられている中で、これはあくまでも県が設置している専門相談窓口での受付件数だろうと想像はしていた。実際には毎日膨大な相談があり、多数のトラブルも発生しているはずなので、その実態を共有できればということで、質問をさせていただいた。

委員

資料1-1全体として、各事業の実績数値が何件ということはそれぞれ書かれているが、ではその件数をどのように評価するのかということが見えてこない。評価が難しい事業もあると思うが、可能なものは評価が書かれていてもよいと思うし、「さらなる拡充につなげる」といったことがあってもよいのではないかと。抜粋なので仕方がないとも思うが、淡々と「実施した」ということが書かれているので、「はい、そうですか」としか見られない。

それぞれの数値にどのような特徴があるといったことがあれば、この実施状況をどのように見るのか、あるいは次の施策の展開にどうつなげるのか、という議論もできるのではないかと。

こうした点も踏まえての質問であるが、19ページの「障害者差別解消総合推進事業」で合理的配慮の助成事業を7件実施したということで、この7件が多いのか少ないのかということと、助成の具体的な内容が分かれば教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

助成の具体的な内容については、確認の上、改めて回答させていただきたい。

各事業の評価に関しては、以前にも当審議会でご意見を頂戴したところであり、資料1-2の「施策（事業）の達成度」欄に各担当課の自己評価をAからDまでの4段階で記載している。この評価を皆様とも共有させていただくことで、今後の改善に努めてまいりたい考えているところであり、ご助言等をいただくと幸いです。

委員

合理的配慮の助成に関しては、事業者が「どういう内容であれば助成が受けられるのか」ということが分からないため、件数が増えていないものと思われる。例えば、茨木市では年間20件程度の申請があった時期もあり、建物の改修に対する助成が多かった。この助成事業に関しても、助成対象の具体的な例を示し、事業所や商店、病院等にお知らせすることが必要ではないか。

また、各事業の評価に関しては、数値としての達成度ではなく、内容として目標がどれだけ達成できたのか、ということである。障害者に関する事業であれば、「理解がどれだけ深まったのか」や「地域の対応がどれだけ変わったのか」、また対象者の感想の内容等、実際に事業を実施した事業所や学校、地域の反応が分かるとよいのではないか。「評価」までは行かずとも、感想が少しでも書かれていれば、担当者も必ずしも数値を増やすことが目標ではなく、意識の浸透を図ることが目標であるといった形で捉えることができると思うので、そうした視点も欠かさずに評価をしていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

大変貴重なご指摘をいただき、お礼を申し上げます。

合理的配慮の助成事業に関しては、具体的な例示があるとより広い展開が図れると考えられるし、事業の評価についても、アンケート等で感想を把握できると、担当者の励みにもなると思われる。

なお、先程お尋ねいただいた助成事業の内容については、7件中3件が物品購入、4件が工事施工であり、その内訳としては、前者は筆談ボードや折りたたみスロープの購入であり、後者については、手すりまたはスロープの設置ということである。

会長

車椅子利用者の場合、エレベーターでも鏡がないと安心して乗り降りできないということであり、設備一つをとっても様々な助成の対象があると思うので、県としても引き続き取組を進めていただきたい。

委員

資料の内容ではなく形式に関して、条例に基づく関連施策の実施状況の報告ということであるが、資料の量が非常に多く、これを読み解くのは大変である。また、「人権」は行政の施策全般にわたって配慮が必要なものであり、人権施策推進課のみで全ての関連施策を熟知されているものではないと思われるため、この場で事務局が委員の質問全てに回答されることも困難である。

本日の会議でも、事前質問の回答は準備されていたと思うが、概要版の内容を充実させるなど、報告資料そのものを見直していただければ、審議会での議論もより深まっていくのではないかと。「こうすればよい」といった提案を今すぐにできる訳ではないが、委員としてこの資料を読み解くのは中々難しいと感じているので、また来年度に向けて、この場で議論がしやすい資料に見直すことを検討していただきたい。

事務局（人権施策推進課）

ただ今いただいたご意見に関しては、事務局としてもこれまでから課題として認識していたところである。今回の計画改定においても、「分野別施策の推進」の分野が13から20に増加しているため、このままでは報告資料の量がさらに増加することが想定され、皆様にさらなるご負担をかけてしまうおそれがある。また、庁内においても、資料を作成する各担当部局の負担の増加が無視できない状況になると考えられる。

については、来年度に向けて、報告の資料や方法がこのままでよいのかどうかを検討し、具体的にどうするのがよいのか見直していくことが必要であると考えており、次回以降の会議では、この件を議題の一つとさせていただきたい。

会長

ありがとうございました。

それでは、時間も限られているので、次の議題に移らせていただきたい。

<報告事項>

議題（1）滋賀県人権施策推進計画 第2次改定版（最終案）について

<資料2-1～2-5に基づき、事務局より説明>

会長

それでは、ただ今の事務局からの説明を踏まえ、ご意見、ご質問等があればお願いしたい。

先程の説明の中で障害者権利条約の話があったが、最近、国連の障害者権利委員会の委員選挙があり、日本から推薦された田門浩さんという、ろうあ者の弁護士の方がトップで当選された。このように、障害者権利委員会では障害のある研究者や実務家が委員として活躍さ

れており、国際舞台でも存在感を示されているところであるが、国内においても、障害のある人となない人が共生できる社会をつくっていくことが重要である。

また先日、京都の世界人権問題研究センターの人権大学講座で、京都大学の曾我部教授に講演いただいたが、そこでは障害のある人がロボットを使って接客業を行っているという話があった。ロボットを使うことで障害のある人が実際に社会参加することができる場を提供されており、若い人たちが我々の世代では思いもつかないような方法で積極的に取り組まれているということである。

少し話題提供をさせていただいたが、他にご意見等はあるか。

委員

資料2-3のNo.4と5については、前回私が質問させていただいたものであり、丁寧に対応いただいたことにお礼を申し上げます。

先程の議題に関して、もう一点だけ確認したいのであるが、資料1-2の71ページのNo.10「修学奨励資金管理事業」の「施策の概要」欄に「修学が困難な同和関係者の子弟に対して」と書かれているが、この「子弟」という表記は決まっているもので、変更することはできないのか。

事務局（人権施策推進課）

過去の貸付事業の要綱でこのような表記が使用されていたため、あまり意識せずにそのまま記載してしまっていた。要綱の表記を今から変更することはできないが、こうした資料での表記を修正することは可能なので、改めるようにしたい。

委員

今後の日程について、7月中に改定版計画を公表する予定ということであるが、県民に対する周知の具体的な計画等があれば、教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

具体的な手法としては、前回の計画改定時と同様、概要版のリーフレットを作成し、市町等も通じて配布するとともに、県のホームページにも資料を掲載するといった形になると考えている。計画の内容も行政だけでなく、県民や事業者にも関係するものとなっているため、まだご相談はできていないが、滋賀人権啓発企業連絡会にも周知のご協力をお願いしてまいりたい。

会長

他にご意見等はあるか。ないようであれば、ただ今のご意見も踏まえ、計画改定作業を進めていただきたい。

議題（２）滋賀県パートナーシップ宣誓制度（案）について

<資料３－１～３－５に基づき、事務局より説明>

会長

それでは、ただ今の説明に関してご意見、ご質問等があればお願いしたい。

委員

資料３－４の「別紙３」の「県営住宅への入居」について、同性カップルが賃貸住宅の入居を次々と断られ、たらい回しにされたという事例をテレビで見たことがあるが、県営住宅の入居のそのものの条件に関しても、特段の配慮がされることがあるのか。

資料に記載されている「(収入など他の要件あり)」という部分については、通常の入居要件のことであると思われるが、他の物件で入居を断られ続けたような場合に何らかの配慮がされることがあるのか、伺いたい。

また、「パートナーシップ宣誓書受領証の提示等を必要とするもの」が２項目しかないが、他県でも同じぐらいの数なのか。「パートナーシップ宣誓書受領証の提示等が必要でないもの」にもいくつか項目が書かれているが、思っていたよりも少なく感じられる。市町の行政サービスは多いが、県の場合は少ないというだけのことなのか。

他の自治体の例を見ると、犯罪被害者等への支援事業も対象となっていることがあるが、こうした事業の対象が「家族」である場合、そこに同性パートナーも含まれるのかということも含めて、ご回答いただきたい。

事務局（人権施策推進課）

まず、２つ目のご質問については、県の行政サービスとしては実際にこれぐらいしか対象となるものがなく、遺産相続や年金の支給等、法律の縛りがあるものについては、地方自治体としてはどうしようもない部分がある。また、基礎自治体である市町においては、住民票への続柄の記載のあり方や犯罪被害者への支援金の給付事業など、様々な対象サービス等があるが、国と市町の中間の広域自治体である県としては、対象となるものがあまりないというのが実情である。

また、１つ目のご質問については、元々貧困等で住宅に困窮されている方を対象としたものであり、所得要件等の条件があるため、「収入など他の要件あり」と記載しているものである。現状、異性カップルであれば入居できるものの、同性カップルは対象外となっているため、この制度を導入することで対象に含められるようにするということであるが、県営住宅の入居対象となることで、民間の賃貸事業者にも同様の対応を検討いただければと考えている。

委員

同性カップルが公営住宅に実際に入居される事例は少ないと思うが、行政の取組が民間事業者にも波及していくとよいと思うので、よろしく願いしたい。

会長

先日、京都新聞に長岡京市の企業を対象とした性の多様性の理解の促進に関する事業についての記事が掲載されており、同市では2021年6月にパートナーシップ宣誓制度を導入済とのことであるが、今年の4月から京都府や大阪府、兵庫県の43自治体と連携し、転出入の事務手続きの簡素化を図っているとのことであった。滋賀県においても、制度導入済みの市町がいくつかあると思うが、他府県との連携ということについては、これから検討していくということか。

事務局（人権施策推進課）

そのとおりである。長岡京市の事例については、おそらく大阪府が主導されている取組であり、大阪府、兵庫県、京都市が中心となって各府県内の自治体に声を掛け、協議会方式で連携し、各自治体間での転出入の際の手間の簡素化に取り組まれている。本県にも既に声を掛けていただいております、制度導入後の連携が可能かどうか、検討しているところである。

委員

対象となる県の行政サービス等は2つということであるが、県民の制度への期待度等の状況が分かれば、教えていただきたい。

事務局（人権施策推進課）

県内の当事者の方からは、「滋賀県としてこの制度が導入されることで、私たちをないものにしない、私たちのこともきちんと考えてもらっているということで、非常に勇気づけられる」といったお話を伺ったところである。また、県民政策コメントでも多くの応援の意見をいただいたところであり、概ね好意的に受け止めていただいているのではないかと感じている。

委員

県民への啓発についても、県として考えている方法等があれば伺いたい。

事務局（人権施策推進課）

今回の制度の導入にあたっては、庁内でも様々な検討を行い、また本審議会でもご相談をさせていただいたところであるが、性の多様性は非常にセンシティブな問題であり、理解増進のための法律はできたものの、推進と反対の立場が分かれる難しい問題でもある。

そのため、一方の立場からの上から目線での啓発は、場合によっては逆効果になることもあると考えており、分断や対立を生まないよう、法律ができたことや当事者が皆さんの周りにもおられること、またその方々が不利な立場におかれていることにも目を向けていきましょうということで、パートナーシップ宣誓制度を一つのきっかけとして、まずは知っていただくことから、丁寧に啓発を行っていきたい。過去の経緯や文化等もあり、なかなか受け入れがたいという人もおられるため、徐々に浸透させていくことができればと考えているので、皆様からもご助言等をいただけると幸いです。

委員

公益財団法人滋賀県人権センターでも人権啓発の一翼を担わせていただいているので、県と同様のスタンスで啓発に取り組んでまいりたい。

会長

「共生社会」という言葉に関しては、「多文化共生社会」というと外国人との共生ということになるが、「共生社会の実現」ということを考えた場合、障害者や性的マイノリティ等のマイノリティの方々と、マジョリティの方が共に暮らしやすい社会をつくっていくことが目標になる。その観点からすると、マジョリティの教育が非常に重要になる。

高齢者の場合、子どもの時に受けた教育で使われていた言葉や、若い時に何気なく使っていた言葉が今では明らかな差別語になっているということもあり、性的マイノリティの問題に関しても、高齢者になるほど理解が難しいことも多い。その一方、小学生や中高生等の若い世代は性の多様性に関する教育を受けてきているので、非常に理解が進んでいる。

しかし、実際に今の社会を動かしているのはそうした若い世代ではなく、我々大人なので、10代の性的マイノリティの方が自殺を真剣に考えたことがある割合が非常に高いという、深刻な状況ともなっている。

こうした点からも、性の多様性の問題に関しては、教育や啓発の取組が非常に重要であると考えられるが、県がパートナーシップ宣誓制度を導入するにあたって実施したパブリックコメントでは大半が賛成の意見であったということで、非常によい結果であったのではないかと感じている。

委員

人権擁護委員も県民から様々な相談を受けており、当事者の方の本当に苦しい心情をお聞きすることがある。そうした中、県がパートナーシップ宣誓制度を導入されるということは大変意義があることであるし、この制度に関する相談を受けることもこれから増えると思われるので、他の人権擁護委員の皆さんにも、制度についての理解が進むよう、また話をさせていただきたい。

委員

先程の事務局の説明で「一方の立場からの上から目線での啓発は効果的ではない」といったお話があったが、そのとおりであると思った。また、会長からは「共生社会」の実現についてのお話があったが、外国人や障害のある方等、全ての人の共生ということを考えた場合、「多文化共生」という言葉はもう古いのではないかとも感じたところである。

このパートナーシップ宣誓制度に関しては、多言語や分かりやすい日本語での周知を行う計画はあるか。

事務局（人権施策推進課）

具体的なお相談はまだできていないが、県国際協会の情報誌「みみタロウ」等でも制度をご案内いただければと考えており、今後具体的な周知の方法を検討してまいりたい。

会長

他のご意見等はいかがか。

事務局におかれては、本日いただいたご意見等をふまえ、制度の導入に向けた作業を進めていただきようお願いしたい。

それでは、本日の議事はこれで終了とし、事務局に進行をお返しする。

(以上)